IP通信網サービス契約約款 別冊(スマートPBXサービス) 【現改比較表】 2025年5月7日現在

~2025年5月6日	2025年5月7日~		
(令和6年12月18日現在)	(令和7年5月7日現在)		
▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(スマートPBXサービス)	▲IP通信網サービス契約約款 別冊(スマートPBXサービス)		
目次(略)	目次(略)		
第1条~18条 (略) 第1条~18条 (略)			
別記(略)	別記(略)		
料金表	料金表		
通則(略)	通則 (略)		
第1表 (略) 第1表 (略)			
第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))	第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))		
第1 工事費			
1 適用	1 適用		
区 分 内 容	区 分 内 容		
(1)~(2) (略) (略)	(1)~(2)(略) (略)		

(3)工事費の適用除外	次の工事費については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費	(3)工事費の適用除外	次の工事費については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費	
	の支払を要しません。		の支払を要しません。	
	付加機能(Flexible InterConnect 接続機能に限ります。)の利用の開始		(1)付加機能(Flexible InterConnect 接続機能に限ります。)の利用の	
	に関する工事		開始に関する工事	
			(2)利用の開始、オンネット番号の設定及び変更、全体通信チャネル数	
			の設定及び変更、又はその他の契約内容の変更に関する工事に係る当社	
			が指定する方法による即時開通工事(ただし、当社が指定する方法によ	
			るオンネット番号の桁数の変更に関する工事はスマート P B X 契約者	
			に指定された時間帯の工事とします。)	
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)	
(以下略)	下略)		(以下略)	
		▲ I P通信網サービス契約約款 共通		
		附 則(令和7年4月30日 CAS1サ第000400007573-01号)		
		この改正規定は、令和7年5月7日から実施します。		